

三田市防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士の資格の取得及び地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上を図ることを目的に、市民が防災士の資格を取得するために要した経費の一部を補助することに関し、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金対象者)

第2条 対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 兵庫県三田市に住所を有する者

(2) 次のいずれかが期待できると市長が認める者

ア 地域の自主防災組織等で積極的に活動すること。

イ 市内の学校等の教育機関で積極的に防災教育に取り組むこと。

ウ 市内にある防災士の会へ入会し、防災活動に積極的に参加すること。

エ その他地域の防災活動に積極的に参加すること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、防災士資格取得試験受験料及び防災士認定登録料とする。

ただし、受験料については試験に合格した1回分のみ対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の合計額の2分の1以内とする。ただし、予算で定めた額の範囲とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、防災士認定登録を受けた日から1年以内に補助金等交付申請書を市長へ提出しなければならない。

(手続きの省略)

第6条 規則第18条の規定により、同規則第11条に規定する実績報告及び第13条に規定する補助金等の額の確定の手続きは、省略するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年9月1日以降の資格等の取得について適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。